

業 務 委 託 仕 様 書

委託業務名：国指定史跡釜尾古墳復旧基本計画策定業務委託

履 行 場 所：熊本市北区釜尾町 534 外

履 行 期 間：契約締結日から令和 9 年（2027 年）3 月 31 日までとする。

1.業務の内容

本業務は、平成 28 年熊本地震で被災した国指定史跡釜尾古墳の災害復旧のための基本・実施設計、復旧業務に先立ち、これまでの委員会での議論の整理、復旧基本計画の策定、復旧業務までに必要な工程の検討、復旧業務の手順の検討、復旧事業スケジュール作成と概算事業費の算出などを行うものである。

2.受注条件

受注の条件として、国指定史跡の古墳について、以下の①及び②の実績を有することとする。

- ① 同一の古墳について、整備に関する基本計画策定から工事監理までを一連で実施した実績
- ② 墳丘又は石室が地震により被災した古墳の災害復旧に関する業務（工法検討、計画策定、基本設計、実施設計及び工事監理などに限る）の実績

3.業務範囲

(1) これまでの委員会での議論の整理

過去に実施された委員会での議論を整理するために、以下の作業を実施する。

- ア 資料調査：過去の委員会資料の調査・確認を行う。
- イ 議論整理：過去の委員会での課題・対応・決定事項などの整理を行う。

(2) 復旧基本計画策定

これまでの委員会での議論を基に、以下に記載する項目について、課題と対応案の比較検討、具体的な方策を決定し、復旧基本計画を策定する。

- ア コンクリートドーム背面の空洞への対処方法
- イ 羨道壁と羨道天井石への対処方法
- ウ 墳丘盛土の修復方法・形状
- エ 風除室の規模・形状・仕様

オ 復旧後の内部の安全対策の方針

カ 復旧後の温湿度等の環境の方針

(3) 復旧までに必要な手順の検討

復旧までに実施・策定すべき項目を整理する。

(4) 復旧業務の作業手順と内容の検討

作業実施業者の協力を得て、復旧業務における仮設を含めた具体的な作業内容と作業手順を検討する。

(5) 復旧事業スケジュールの作成及び概算事業費の算定

(3) 及び (4) の検討の結果を踏まえ、復旧事業完了までのスケジュール案を作成し、必要な手順ごと（基本設計、実施設計、復旧業務など）の概算費用を算定する。

(6) 委員会運営補助

1年に3回予定している委員会運営補助のために、以下の業務を行う。

ア 委員会資料作成

イ 委員会出席、説明補助

(7) 打合せ・報告、報告書等の作成

本業務の実施にあたり、以下の業務を行う。

ア 打合せの実施、経過の報告

イ アの記録・整理を行い、報告書を作成

4.提出書類

(1) 受託者は、契約締結後、速やかに「着手届」、「管理技術者通知書」及び「業務工程表」を委託者に提出すること。

(2) 受託者は、契約締結後、速やかに業務計画書を作成し提出を行うこと。また、業務の一部を再委託する場合は、再委託届を提出し、本市の承諾を受けること。

(3) 前各号に掲げる事項に変更が生じた場合には、速やかに委託者に報告し、承諾を受けること。

(4) 毎月の作業進捗状況及び翌月の進捗見込み、完了日等を記入した「進捗状況報告書」を毎月10日までに委託者に提出すること。

(5) 業務が完了したときは、「完了届」及び「成果品納入書」を提出すること。

5.業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

- (1) 本業務の方針、要領及び実施体制に関すること。
- (2) その他本業務の実施にあたり必要な事項。

6.成果品の納入

業務終了後は納品前に社内チェック等を十分行い完成品を提出する。また、成果品に不備が見つかった場合は適時、対応すること。

7.成果品

成果品は、報告書としてA4版ファイル綴りのものを1部提出することとし、その内容は原則として下記による。建物の状況等により、下記により難しい場合は本市と協議のうえ決定する。また、成果品のオリジナルデータ、CADデータ及びPDFデータは、CD-R等にて本市に1部提出する。

(1) 復旧基本計画

(2) その他

- ア 過去の委員会での経緯・議論等を整理した資料
- イ 復旧までに実施・策定すべき項目を整理した資料
- ウ 復旧業務の具体的内容と作業手順を整理した資料
- エ 復旧事業（基本設計、実施設計、復旧業務など）のスケジュール案
- オ 概算事業費（基本設計、実施設計、復旧業務、監理業務など）
- カ 業務委託打合簿
- キ 業務経過報告書

8.その他、業務の履行に係る条件等

(1) 成果品の取り扱いについて

提出されたデータについては、当該施設に係る実施設計の受託者に貸与し、実施設計図の作成に使用することがある。

(2) 写真の著作権の権利等について

受託者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

①写真は、本市が行う事務及び本市が認めた公的機関の広報に無償で使用するができる。この場合において、著作権者名を表示しないことができる。

②次に上げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ委託者の承諾を受けた場合は、この限りではない。)

ア 写真を公表すること。

イ 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(3) セキュリティ対策について

電子媒体による電子データの提出を行う場合は、ウイルス対策ソフトを用いて、ウイルスに感染していないことを確認すること。なお、ウイルス対策ソフトに関しては、最新版のものを使用すること。

(4) 履行期間又は業務委託料について

やむを得ない理由により業務内容又は業務範囲などに変更が生じた場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料の変更などを業務委託契約約款に基づき行うものとする。